

別表

事業の種類		採択基準	市の補助率(対事業費) (千円未満切捨て)	摘要	
農地及び農業 用施設改良事業	市単独補助基 盤整備事業	農道整備事業 (舗装及び橋梁を 含む。)	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以 上 (2) 延長 50メートル以上 (3) 幅員 3メートル以上	50%	事業費の採択基準は100千円以上8,000千円未満のものを対象とする。
		水路	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以 上 (2) 延長 20メートル以上	50%	
		ため池	受益面積 0.3ヘクタール以上	50% (85% ^{※1})	
		暗渠排水	受益面積 0.1ヘクタール以上	50%	
		小規模圃場整 備事業	受益面積 0.1ヘクタール以上 (ただし、団体営以上の改良が見 込まれる地域以外の地域)	50%	
		その他	受益面積 0.3ヘクタール以上	50%	
	県単農地有効利用支援整備 事業	県の事業認可を受けた事業	20%	土地改良区を事業主体として事業費100千円以上を対象とする。	
	県単基幹水利施設緊急修繕 事業	県単基幹水利施設緊急修繕事業 実施要綱による。	10%	土地改良区を事業主体とする。	
	土地改良施設維持管理適正 化事業	国の土地改良施設維持管理適正 化実施要綱等による。	16%	土地改良区を事業主体とする。 (基幹水利施設補修比率按分)	
	水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	国の水利施設等保全高度化事業 実施要綱等による。	一般:20% 6法など:15% ^{※2}	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象とする。	
農地耕作条件改善事業(地域 内農地集積型)	国の農地耕作条件改善事業実施 要綱等による。	一般:20% 6法など:15% ^{※2}	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象とする。		
農業水路等長 寿命化・防災 減災事業	長寿命化対策	国の農業水路等長寿命化・防災 減災事業実施要綱等による。	一般:20% 6法など:15% ^{※2}	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象とする。	
	防災減災対策 の内ため池整 備	国の農業水路長寿命化・防災減 災事業実施要綱等による。	一般:24% 6法など:19% ^{※2}	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象とする。	
土地改良施設突発事故復旧 事業	国の土地改良施設突発事故復旧 事業実施要綱等による。	一般:25% 中山間:22.5% ^{※3}	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象とする。		
災害復旧事業	小規模災害復旧事業	事業費が100千円以上400千円未 満	50%		
	国県補助のある災害復旧事業	県の農地・農業用施設災害復旧 事業補助金交付要綱による。	15%	災害復旧事業の暫定法に基づく補助率増高による金額を上限とする。	
管理体制整備促進事業		国の国営造成施設管理体制整備 促進事業実施要綱に準じる。	37.5% (50% ^{※4})	補助率37.5%は国のガイドラインに準じる。	
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業		国の土地改良施設PCB廃棄物処 理促進対策事業実施要綱による	43%	土地改良区を事業主体とした事業を対象とする。	
終期		令和7年3月31日			

※1 防災上危険なため池整備の場合の補助率

※2 6法(離島、山振、半島、過疎、特農、豪雪)指定地域、急傾斜地畑地帯である場合の補助率

※3 中山間地域指定(5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域を指す)である場合の補助率

※4 対象施設の受益内担い手集積率が国の政策目標である80%を超えた場合、補助率を施設の管理に係る経費の50%へ高上げする。

なお、担い手集積率は補助金交付申請時点のものとする。ただし、対象施設は西・東排水機場及び大井排水機場とする。